

◎新潟県告示第1298号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年11月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新潟新発田村上線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
北蒲原郡聖籠町大字大夫字聖籠山 2111 番 2 から	新	8.6～31.8メートル	717.3メートル
同郡同町大字諏訪山字聖籠山951番 1 まで	旧	8.5～31.8メートル	721.3メートル